

新旧対照表

※取り消し線は削除箇所を、下線は加筆箇所を示す。

項目	旧	新
第 1 条	<p>第 1 条 (定義)</p> <p>① 「本 Web サイト」とは、本契約に基づいて、当社が WordPress を用いて制作する簡易型の Web サイトをいう。</p> <p>② 「本コンテンツ」とは、本契約に基づいて当社が、お申込者から委託を受けて制作する写真、イラスト、ロゴ、バナー、映像、音楽、テキスト、デザイン、動画、3D 画像、3D 動画又はこれらを組み合わせた Web コンテンツをいう。</p>	<p>第 1 条 (定義)</p> <p>① 「本 <u>Web</u> サイト」とは、本契約に基づいて、当社が WordPress を用いて制作する簡易型の Web サイトをいう。</p> <p>② 「本コンテンツ」とは、本契約に基づいて、<u>、</u>当社がお申込者から委託を受けて制作する写真、イラスト、ロゴ、バナー、映像、音楽、テキスト、デザイン、動画、3D 画像、3D 動画又はこれらを組み合わせた Web コンテンツをいう。</p>
第 6 条	<p>第 6 条 (中間承認)</p> <p>1. 当社は、本 Web サイトのデザイン案を作成後、お申込者に対してその確認及び承認（以下「中間承認」という。）を求めることができる。ただし、ライブラリプランのプランの場合は、本条に規定される中間承認は不要とする。</p> <p>2. お申込者が当社から中間承認を求められたときは、10 営業日以内（以下「承認期間」という。）に可否を当社に通知する。なお、お申込者がデザイン案を承認せず当社に修正を依頼することができる回数は、2 回を上限とする。</p>	<p>第 6 条 (中間承認)</p> <p>1. 当社は、本 Web サイトのデザイン案を作成後、お申込者に対してその確認及び承認（以下「中間承認」という。）を求めることができる。ただし、<u>本契約が</u>ライブラリプランの場合は、本条に規定される中間承認は不要とする。</p> <p>2. お申込者が当社から中間承認を求められたときは、10 営業日以内（以下「承認期間」という。）に可否を当社に通知する。なお、お申込者がデザイン案を承認せず当社に修正を依頼することができる回数は、2 回を上限とする。</p>
第 7 条	<p>第 7 条 (納品・検収)</p> <p>4. お申込者は納品の日から 14日以内に検収を行い、合格の場合は検収完了を証する書面を当社に交付するものとし、不合格である場合には、お申込者は速やかに理由を添えて当社に通知する。</p>	<p>第 7 条 (納品・検収)</p> <p>4. お申込者は納品の日から <u>10 営業</u>日以内に検収を行い、合格の場合は検収完了を証する書面を当社に交付するものとし、不合格である場合には、お申込者は速やかに理由を添えて当社に通知する。</p>
第 14 条	<p>第 14 条 (オプションサービス)</p> <p>1. お申込者が、次表に定めるオプションサービスを申し込んだときは、本条の規定が適用される。</p>	<p>第 14 条 (オプションサービス)</p> <p>1. お申込者が、<u>下表</u>に定めるオプションサービスを申し込んだときは、本条の規定が適用される。</p>
	<p>第 17 条 (データの削除)</p> <p>1. 当社は、事由の如何を問わず、本契約が終了した場合には、本 Web サイト及び本コンテンツに関するあらゆるデータについて返還、保管等の義務を負わず、お申込者に通知すること</p>	

	<p>なくこれを削除できる。</p> <p>2. 前項に基づく削除により、お申込者が損害を被った場合でも当社はその原因の如何を問わず何等の責任も負わない。</p>	
第 17 条	<p>第 18 条 (免責)</p> <p>1. 当社は本契約の履行を通じて、お申込者の業績向上に貢献するよう努めるものとするが、お申込者の売上高、本 Web サイトへのアクセス数又は利益が向上することまでを保証しない。</p> <p>2. 当社は、お申込者に対し、本 Web サイトの市場性又は特定目的への適合性などいかなる意味においても、明示もしくは黙示の保証など如何なる方式においても、本契約に定める以外の保証責任を一切負わない。</p>	<p><u>第 17 条</u> (免責)</p> <p>1. <u>本契約には SEO サービスは含まれない。</u> 当社は本契約の履行を通じて、お申込者の業績向上に貢献するよう努めるものとするが、お申込者の売上高、本 Web サイトへのアクセス数又は利益が向上することまでを保証しない。</p> <p>2. 当社は、お申込者に対し、本 Web サイトの市場性又は特定目的への適合性などいかなる意味においても、明示もしくは黙示の保証など<u>いかなる</u>方式においても、本契約に定める以外の保証責任を一切負わない。</p>
第 18 条	第 19 条 (著作権の帰属)	<u>第 18 条</u> (著作権の帰属)
第 19 条	第 20 条 (第三者ソフトウェアの利用)	<u>第 19 条</u> (第三者ソフトウェアの利用)
第 20 条	第 21 条 (権利義務の譲渡禁止)	<u>第 20 条</u> (権利義務の譲渡禁止)
第 21 条	<p>第 22 条 (秘密保持)</p> <p>① 既に公知である情報</p> <p>② 秘密情報を受領した後自己の責めに帰すことなく公知となった情報</p> <p>③ 第三者から機密保持義務を負うことなく取得した情報</p> <p>④ 相手方から開示された情報によらず独自に開発した情報</p> <p>⑤ 法令の定めに基づき権限を有する官公署から開示を要求された情報</p>	<p><u>第 21 条</u> (秘密保持)</p> <p>① <u>相手方から開示を受ける前から既に自己が保有していた情報</u></p> <p>② 既に公知である情報</p> <p>③ 秘密情報を受領した後自己の責めに帰すことなく公知となった情報</p> <p>④ 第三者から機密保持義務を負うことなく取得した情報</p> <p>⑤ 相手方から開示された情報によらず独自に開発した情報</p> <p>⑥ 法令の定めに基づき権限を有する官公署から開示を要求された情報</p>
第 22 条		<p><u>第 22 条 (カスタマー・ハラスメントの禁止)</u></p> <p>1. <u>お申込者は、当社に対して、「スターティアホールディングスグループ カスタマー・ハラスメントに対する基本指針」(URL: https://www.startia.co.jp/customer_harassment/、以下「基本指針」という。)に掲げる、カスタマー・ハラスメントに該当し得る行為を行ってはない。</u></p>

		<p>2. お申込者が前項の規定に違反した場合、当社は基本指針に従い、役務の提供を中止することができる。この場合、当社はお申込者に対する債務不履行責任を負わない。</p> <p>3. 当社は、カスタマー・ハラスメントについて、基本指針に従い警察や弁護士等の外部機関と連携するなどして、厳正に対処する。</p>
第 24 条	<p>第 24 条（解除及び期限の利益喪失）</p> <p>2. お申込者又は当社が本条第 1 項の各号のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を喪失し、相手方に対して負っている一切の債務を直ちに完済する。</p>	<p>第 24 条（解除及び期限の利益喪失）</p> <p>2. お申込者又は当社が第 1 項の各号のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を喪失し、相手方に対して負っている一切の債務を直ちに完済する。</p>
第 28 条	<p>第 28 条（残存条項）</p> <p>本契約の解除後も第 9 条（解約違約金）、第 10 条（遅延損害金）、第 13 条（契約不適合責任）、第 16 条（損害賠償）、第 17 条（データの削除）、第 18 条（免責）、第 19 条（著作権の帰属）、第 21 条（権利義務の譲渡禁止）、第 22 条（秘密保持）、第 23 条（反社会的勢力の排除）第 2 項、第 26 条（連帯保証人）、本条、第 29 条（準拠法及び管轄合意）、第 30 条（協議事項）、の条項は効力を有する。</p>	<p>第 28 条（残存条項）</p> <p>本契約の解除後も第 9 条（解約違約金）、第 10 条（遅延損害金）、第 13 条（契約不適合責任）、第 16 条（損害賠償）、第 17 条（免責）、第 18 条（著作権の帰属）、第 20 条（権利義務の譲渡禁止）、第 21 条（秘密保持）、第 22 条（カスタマー・ハラスメントの禁止）、第 23 条（反社会的勢力の排除）第 2 項、第 26 条（連帯保証人）、第 29 条（準拠法及び管轄合意）、第 30 条（協議事項）及び本条の条項は、引き続き効力を有する。</p>
		<p>2025 年 5 月 23 日改訂</p>